

社会福祉法人訪問の家 横浜市桂台地域ケアプラザ
指定介護予防支援事業所運営規定

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人訪問の家が開設する横浜市桂台地域ケアプラザ指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の担当職員は、要支援者が介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要支援者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 横浜市桂台地域ケアプラザ
- 2 所在地 横浜市栄区桂台中 4-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（常勤兼務 1 名）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供にあたる。管理者が不在の場合は、あらかじめ指名している担当職員がその業務を代行する。

- 2 担当職員 4 名（常勤専任 1 名、兼任 3 名）
- 3 事務職員 1 名（非常勤 1 名）

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- 2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 1 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 3 サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び機関を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- 4 指定介護予防サービス事業所等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更等を行う。
- 5 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 6 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料その他の費用の額)

第 7 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、以下の地域とする。

横浜市 栄区	桂台北、桂台中、桂台西、桂台東、桂台南、公田町の一部
-----------	----------------------------

(苦情処理)

第 9 条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため。担当職員を置き。解決に向け

て調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第 10 条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（緊急時等における対処方法）

第 11 条 当事業所は利用者に対するサービスの提供時に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 12 条 当事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに必要な体制の整備を行い、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

1 虐待の防止に関する責任者を選定し、設置すること。

2 成年後見制度の利用を支援すること。

3 事業所において、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

（感染症に関する事項）

第 13 条 当事業所は事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底すること。

2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

3 事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（業務継続計画の策定に関する事項）

第 14 条

当事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して必要

なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施することに努めるものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（個人情報保護及び情報通信技術等の活用に関する事項）

第 15 条 当事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報について、「個人情報保護に関する法律」その他関係法令及び法人の個人情報保護規定を遵守し、適切に取り扱うこと。

2 事業所は、サービスの質の向上、業務の効率化及び職員の負担軽減を目的として、情報通信技術（ICT）及び人工知能（AI）等を活用することがある。

3 事業所は、ICT 及び AI 等の活用にあたっては、利用者及びその家族等の権利利益を保護するとともに個人情報の漏えい、防止その他必要な安全管理措置を講ずる。

4 事業所は、支援内容の決定その他の利用者に関する重要な判断については、ICT 及び AI 等による結果のみをもって決定せず、職員が専門的な見地から確認し、その責任において行うこと。

（その他運営に関する重要事項）

第 16 条 当事業所は、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後 3 か月以内

2 継続研修 年 2 回

3 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 当事業所は、担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

5 当事業所は、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。